

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 5 年度 |
| 計画主体 | 高知県 芸西村 |

芸西村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 芸西村 産業振興課
所在地 高知県安芸郡芸西村和食甲 1262
電話番号 0887-33-2113
F A X 番号 0887-33-4035
メールアドレス sangyo@vill.geisei.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度 |
| 対象地域 | 高知県安芸郡芸西村 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|---------------------------|-------|-------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲 | 48千円 0.39ha |
| シカ サル ハクビシン カラス類 | 被害なし | — |

(2) 被害の傾向

| |
|---|
| <p>イノシシ イノシシによる被害は水稲への食害が多い。</p> <p>シカ 植林木等への食害が予想される。 また、年間を通して果樹等の農作物への食害が予想される。</p> <p>カラス類 農作物被害が予想される。 特定猟具使用禁止区域（銃）において施設園芸への被害が発生してきており、今後の被害拡大が懸念される。</p> <p>サル 被害については、報告はないが、近年平地での目撃情報も発生している。</p> <p>ハクビシン 被害については、報告はないが、近年平地での目撃情報も発生している。</p> |
|---|

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和4年度） | 目標値（令和8年度） |
|------|------------|------------|
| 被害金額 | | |
| イノシシ | 48千円 | 0千円 |
| 被害面積 | | |
| イノシシ | 0.39ha | 0ha |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--------------------------------------|--|
| 捕獲等に関する取組 | 村所有の捕獲檻の貸し出し 猟友会への駆除斡旋 捕獲体制の整備 | 高齢化等による捕獲従事者の減少、新規従事者の確保、罾見回り等の作業の効率化 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 農家による個別の防護柵設置 | 集落ぐるみの被害対策の取組ができておらず、有効な防護柵の設置方法の検討が必要 |
| 生息環境管理その他の取組 | サル出没地への見回り | 近年、サルが民家の近くで目撃されており、追い払いなどの仕方の検討が必要 |

(5) 今後の取組方針

鳥獣の生息状況や生息環境等の情報把握に努め、中・長期的な個体数および生息地の管理を行うと共に、被害多発時期における迅速かつ効果的な捕獲体制を構築していく。
狩猟従事者の高齢化・担い手不足の解消を図るため、狩猟免許取得の啓発に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、芸西村では農家等から有害鳥獣による被害の報告があった場合、村担当職員並びに鳥獣保護員が現地立会を行い、安芸猟友会芸西地区責任者

と協議のうえ芸西地区所属の猟友会メンバーより代表者並びに捕獲隊員を選出し、安芸猟友会の同意を得た後に各隊員へ許可書を発行し捕獲にあたっている。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|-----------------------------------|--|
| 6 | イノシシ シカ サル カラス類 ハクビシン | 猟友会など関係機関と連携を図りながら有害鳥獣の捕獲に取り組むと共に、捕獲檻および防護柵の設置を推進していく。併せて後継者対策および育成に努める。 |
| 7 | イノシシ シカ サル カラス類 ハクビシン | 猟友会など関係機関と連携を図りながら有害鳥獣の捕獲に取り組むと共に、捕獲檻および防護柵の設置を推進していく。併せて後継者対策および育成に努める。 |
| 8 | イノシシ シカ サル カラス類 ハクビシン | 猟友会など関係機関と連携を図りながら有害鳥獣の捕獲に取り組むと共に、捕獲檻および防護柵の設置を推進していく。併せて後継者対策および育成に努める。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|--|
| <p>イノシシ 令和3～令和5年度の平均捕獲頭数が100頭であり、農作物への被害がとして予想される事を踏まえ計画数を120頭とする。</p> |
| <p>シカ 令和3～令和5年度の平均捕獲頭数が171頭であり、農作物への被害がとして予想される事を踏まえ計画数を220頭とする。</p> |
| <p>カラス類 令和3～令和5年度の平均捕獲数は5羽であり、農作物への被害が予想される事を踏まえ計画数を20羽とする。</p> |
| <p>サル 捕獲頭数および被害については、少ないが近年目撃情報が増加しているこ</p> |

とを踏まえ計画数を5頭とする。
 ハクビシン
 捕獲頭数および被害については、少ないが近年目撃情報が増加していることを踏まえ計画数を5頭とする。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|-----|-----|
| | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
| イノシシ | 120 | 120 | 120 |
| シカ | 220 | 220 | 220 |
| カラス類 | 20 | 20 | 20 |
| サル | 5 | 5 | 5 |
| ハクビシン | 5 | 5 | 5 |

捕獲等の取組内容
 猟友会等の関係機関と情報交換および協議を重ね、捕獲手段・時期・場所等の最善策を検討していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
 特になし

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 該当なし | 該当なし |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|--------|--------|--------|
| | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
| イノシシ | 整備予定なし | 整備予定なし | 整備予定なし |

| | | | |
|-------|-----------------|--------|--------|
| シカ | 整備予定なし | 整備予定なし | 整備予定なし |
| ハクビシン | 整備予定あり (電気柵) | 整備予定なし | 整備予定なし |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|-------|-------------------|--------|--------|
| | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
| イノシシ | 整備予定なし | 整備予定なし | 整備予定なし |
| シカ | 整備予定なし | 整備予定なし | 整備予定なし |
| ハクビシン | 適切な侵入防止柵の管理を周知する。 | 整備予定なし | 整備予定なし |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----|-----------------------------------|---------|
| 6～8 | イノシシ シカ サル カラス類 ハクビシン | 不要果樹の伐採 |
| 6～8 | サル | 追払い |

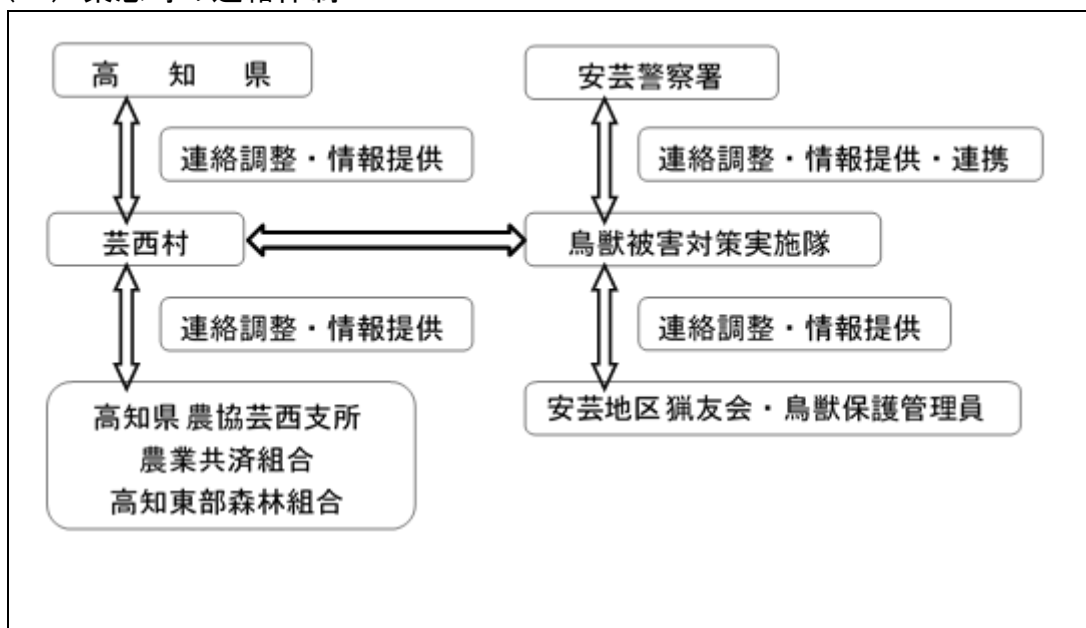
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-----------|------------------------|
| 鳥獣被害対策実施隊 | 地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動 |
| 安芸地区猟友会 | 地域巡回、情報収集・提供 |
| 鳥獣保護管理員 | 地域巡回、情報収集・提供 |

| | |
|------------|----------------------|
| 高知県農協芸西支所 | 地域巡回、情報収集・提供 |
| 高知東部森林組合 | 地域巡回、情報収集・提供 |
| 芸西村産業振興課 | 各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供 |
| 安芸警察署 | 地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報 |
| 安芸林業事務所 | 各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供 |
| 安芸農業振興センター | 各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、解体処理施設やジビエ料理店が近隣にないため、埋設及び自家消費を主体とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------|------|
| 食品 | 該当なし |
| ペットフード | 該当なし |
| 皮革 | 該当なし |

| | |
|--------------------------------------|------|
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | 該当なし |
|--------------------------------------|------|

(2) 処理加工施設の取組

| |
|------|
| 該当なし |
|------|

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

| |
|------|
| 該当なし |
|------|

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|---------------------------|---|
| 被害防止対策協議会の名称 | 芸西村有害鳥獣被害防止対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 安芸地区猟友会 | 有害鳥獣関連情報の提供および有害鳥獣捕獲の実施、農林業従事者への狩猟免許取得の奨励 |
| 鳥獣保護管理員 | 有害鳥獣関連情報の提供 鳥獣保護に関する業務 |
| 高知県農協芸西支所 | 営農指導を通じた被害対策の技術 ・ 情報提供、防止対策事業の推進 |
| 高知東部森林組合 | 森林管理を通じた被害対策の技術 ・ 情報提供 |
| 安芸林業事務所・ 高知県安芸農業振興センター | 情報提供 アドバイザーとして助言・援助 |
| 高知県警察安芸警察署 | 対象地域の巡回 生活安全面での指導・情報提供 |
| 芸西村産業振興課 | 協議会の事務局と運営 有害鳥獣関連情報の収集・整理 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|-------------------------|------------------------------------|
| 高知県鳥獣対策課 ・ 鳥獣被害対策専門員 | 有害鳥獣関連情報の提供および被害防止技術の情報提供、その他必要な援助 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|---|
| 設置日：平成 25 年 4 月 1 日 任期：令和 9 年 3 月 31 日まで 構成：市町村職員 1 名（うち、対象鳥獣捕獲員 0 名） 規模：市町村職員（芸西村全域 1 名） 実施隊が行う被害防止施策：集落点検見回り、広報、啓発等 事務局：芸西村産業振興課 |
|---|

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

| |
|--|
| 狩猟免許保持者の高齢化、新規狩猟免許取得者の減少により捕獲従事者が減少傾向にあることから猟友会と協議のうえ後継者対策に努める |
|--|

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

| |
|---|
| 関係機関等との連携を密にし、被害状況の的確な把握や環境に配慮した防止策の確立に努める。 |
|---|